

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の概要
- 3 計画のポイント

1 計画策定の背景と趣旨

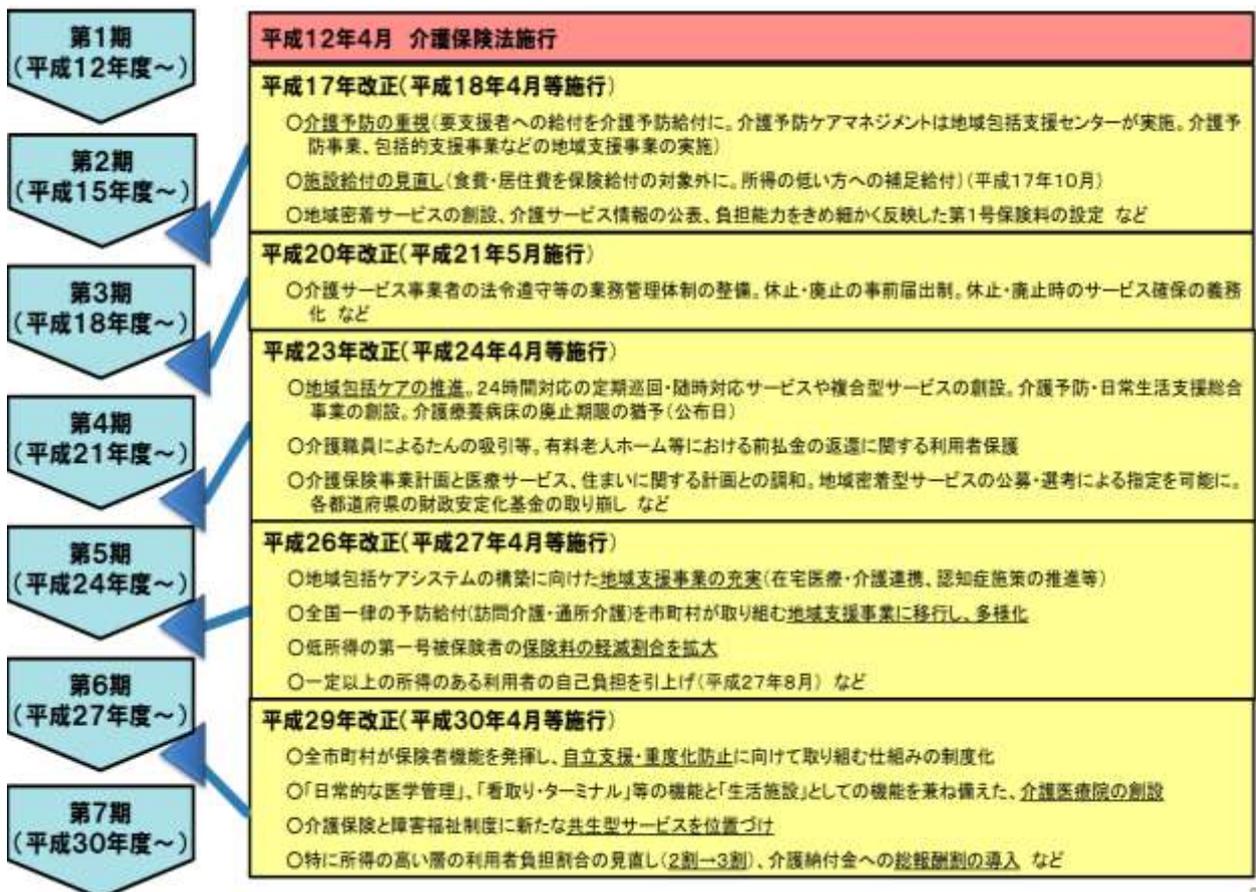
(1) 高齢化の動向

我が国では高齢化が急速に進行しており、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上になるほか、令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、ますます高齢化が進行し超高齢社会を迎えることから、支援が必要な単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などの増加が見込まれています。

本市においても、介護保険制度がスタートした平成12年度末には20.8%だった高齢化率が、令和7年度末では34.0%になると予測されています。

このような状況のもと、第8期計画では、地域包括ケアシステムの深化、認知症施策や医療・介護の連携体制づくりの推進、サービス基盤・人的基盤の強化などのほか、新たに災害や感染症対策の推進も加え、引き続き「心豊かに 互いに支え合い 安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

(2) 介護保険制度の改正の経緯



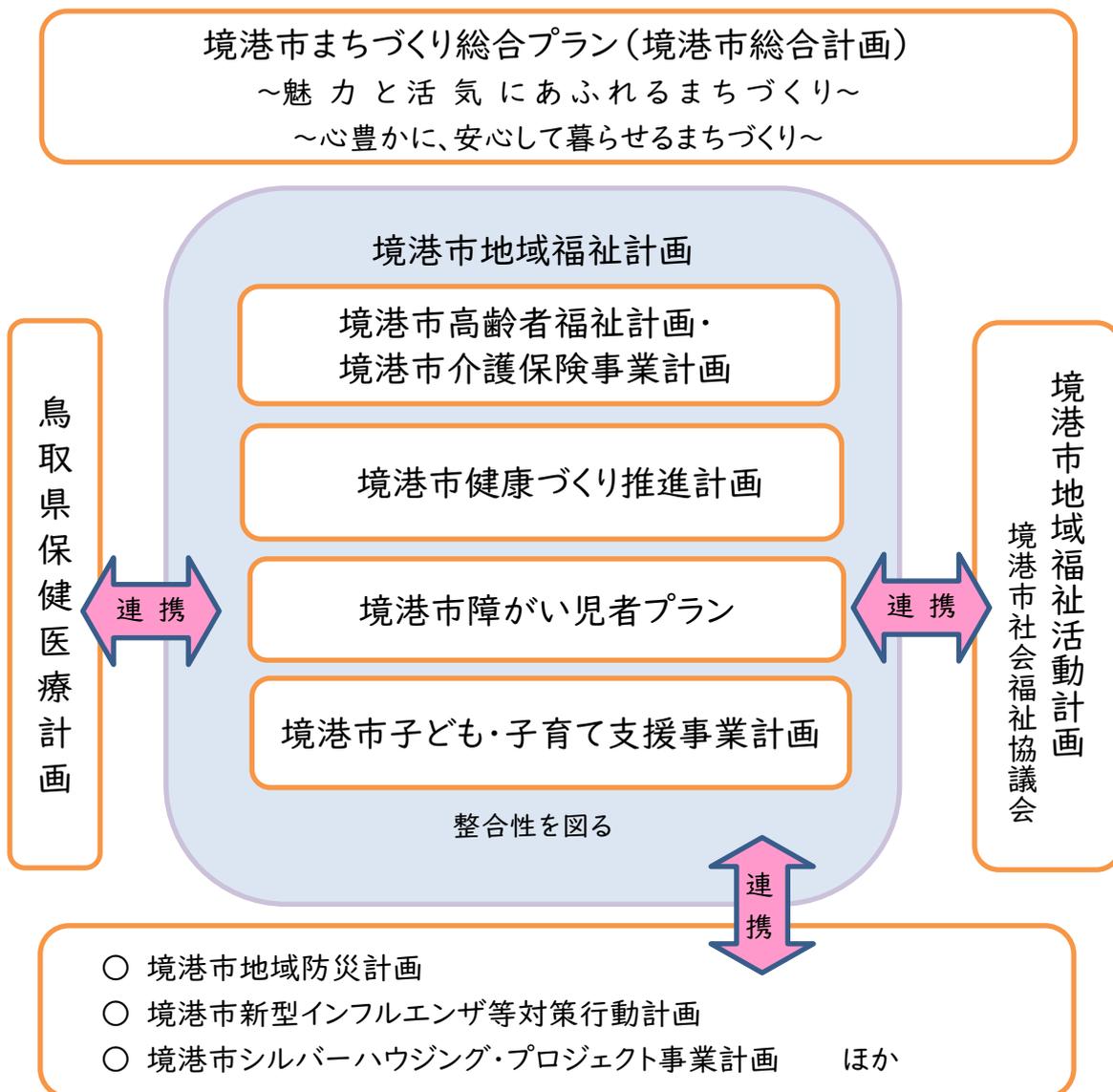
2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者に関する施策全般を計画するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づいて、本市の要介護認定者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案して必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の保険給付の円滑な実施に資することを目的にした計画です。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。



(2) 計画期間

市町村の介護保険事業計画は、3年ごとに策定することが介護保険法で定められています。高齢者福祉計画は、老人福祉法で期間は定められてはいませんが、本市が、高齢者福祉全体をより総合的に推進するための計画として、介護保険事業計画の期間とあわせた、令和3年度から5年度の3年間の計画期間としています。

(3) 計画の策定体制

① 計画策定に向けた調査の実施

本計画の策定にあたって、高齢者の現状やニーズを把握するため、65歳以上の高齢者、要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び要支援・要介護認定を受けている在宅の人を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

なお、調査結果については、本計画の第2章の一部に掲載しております。

② 策定委員会

本計画を策定するため、「境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、学識経験を有する者、福祉・保健医療関係者、介護保険事業者などに加え、第1号被保険者・第2号被保険者である市民に委員として参加していただき、計画内容の意見聴取を行いました。

3 計画のポイント

(1) 国の介護保険制度改正を踏まえた計画策定

介護保険制度は、その創設から20年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。その一方、令和7年(2025年)には、いわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、令和22年(2040年)には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。これを受け、国による地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性を確保するための制度改正が行われました。本計画は、この制度改正を踏まえたものとしています。

(2) 国の介護保険制度改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築

- ・ 既存の相談体制等を活かしつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備。
- ・ 新たな事業とその財政支援等の規定を創設するとともに関係法律の規定を整備。

2. 地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ・ 地域社会における認知症施策の総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。
- ・ 地域支援事業における市町村の関連データの活用 of 努力義務を規定。
- ・ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しを勘案、高齢者向け住宅の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- ・ 厚生労働大臣は、介護保険レセプト等情報や要介護認定情報に加えて、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容、地域支援事業の情報提供を求めることができるように規定。
- ・ 医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が、被保険者番号の履歴を活用し安全性を担保しつつ正確な連結に必要な情報を提供。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供業務を追加。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取り組み強化

- ・ 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取り組みを追加。
- ・ 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化。
- ・ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置をさらに5年間延長。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

- ・ 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度の創設。